

御城築御普請御古達請書
 文久3 (1863) 年12月

文久3年12月、前橋城再築が正式に許可されました。この文書は、川越藩前橋分領西領宮関村（現前橋市大胡町）の名主大川太兵衛・組頭・長百姓ら5名が、同藩代官高須安右衛門、郷廻り大串勝之助らに宛てて提出した、領内村々への前橋再築城普請出人足命令の請書です。

内容は、①村々家別1人ずつ（100軒の村方は100人）の割合で出人足を勤めること、②村役人も郷例にかかわらず勤めること、③農繁期にも農事をやり繰りして勤めること、などが記されています。実際、西領村々の普請出人足は、翌年正月12日より始まりました。

中島正家文書 P08814 No. 853

文久四年 癸亥十二月

御城築御普請御古達請書

西領大胡宮関村 大川氏

大川氏

【史料⑳】御城築御普請御古達請書（文久四年）

（表紙）
 文久四年 癸亥十二月

御城築御普請御古達請書

西領大胡宮関村 大川氏

差し上げ申す御請書の事

此の度

御城築遊ばされ候に付、御普請中地方御掛かり御場処へ

村々出人足等の儀、御廻村の上村役人を始め、浪人・

帯刀人・御直支配小百姓に至る迄御呼び出し、左の御か條

の趣、委細仰せ渡され、承知仕り候、下々に於いても、御時節

を相介え、聊かも滞り無く御触れ次第罷り出で、御差し函に随い

一統勢力を尽くし、相働き候様仕るべく候

一 村々家別老人ずつ割合にて、仮令ば百軒之れ有るの村方は百人

を壹か村の人足高に御取り極め遊ばされ候に付、右の内三が壹一日の

出し高に相定め、日々罷り出で相働き候様仕るべき事

御用に相立ち兼ね候老人・幼少・女子・後家等の

但し 分は相除き、尤も一家の内御用に相立ち候者之れ在り

候はば、当主代わり相勤め候様仕るべき事

一 村役人の儀、郷例に抱わず、出人足相勤め候様仕るべき事

一 農業時節は、出人足御免除成し下さるべき御都合には候得

共、左候ては御普請の方御差し支えにも相成り候に付、御時

宜次第御触れ当て遊ばされ候に付、農事手繰り仕り、相勤め候様

仕るべき事

一 遠村の儀は、其の日帰り、日々罷り出で相勤め候ては、業の上

相届き申さず候に付、御模様様に寄り増無く伐り取り、又は附け運び、

其の外萱蒔り入れ共、繩ない御差し函次第様仕るべき事

一 村々人足出し高に即し、差し添え役人罷り出で候様仕るべき

事

（以下略）

